



住人

住まう

ひと

すまーと

◎新たに3市町と
空き家バンク協定を締結!!
◎地籍調査事業の
効果的な推進方策を提言!!

久御山町・京田辺市・和束町と 空き家バンク協定を締結!



情報提供事業

消費者保護を
目的として、
不動産に関する
調査研究事業・
不動産流通事業等
を行っております。

本協会は、空き家対策、移住・定住促進を進める市町村と連携し、既存住宅の流通促進に取り組んでいます。

空き家を「売りたい・貸したい」物件所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」居住希望者とを結び付ける情報提供の場として、多くの市町村が「空き家バンク」を設置していますが、その運営（利活用相談、マッチング後の契約など）には不動産取引の専門家としての宅建業者との連携が求められ、本協会は市町村との間で協定を締結して、よりよい地域づくりに協力しています。

このたび、3市町と新たに協定を締結し、現在8市町において空き家バンクの運営に協力しています。是非一度、各市町のホームページで「空き家バンク」を検索してみてください。

(1)久御山町

平成30年2月7日(水)、久御山町役場において、「久御山町空き家バンクの運営に関する協定」の調印式が行われました。

2月23日(金)には、町と協働して空き家バンク協力会員の登録説明会を開催したところ、24社の協力会員が誕生しました。



(左から)千振会長、久御山町の信貴町長、野川第六支部長

(2)京田辺市

平成30年3月16日(金)午後3時から、京田辺市役所において「京田辺市空き家・空き室バンクの運用に関する協定」の調印式が行われました。

3月27日(火)に市との共催で説明会を開催し、バンク制度の概要と協力業者の役割などを理解いただいた上で、25社の協力業者が誕生しました(現在は29社)。空き家・空き室バンクは4月15日から開始され、市のホームページへの掲載が始まりました。



(左から)京田辺市の石井市長、千振会長、野川第六支部長

<お知らせ>

京田辺市「空き家・空き室無料相談会」の開催
日 時:7月24日(火)13:30~15:00
場 所:京田辺市役所 3階 301・302会議室
問合先:開発指導課 Tel.0774-64-1341

(3)和束町

平成30年3月16日(金)午後4時30分から、和束町商工会館において「和束町空き家バンクの運用に関する協定」の調印式が行われました。

4月13日(金)に町と共催で説明会を開催したところ、16社の協力業者が誕生しました。



(左から)野川第六支部長、千振会長、和束町の堀町長

地籍調査事業の効果的な推進方策を提言!

～京都市・京都地方法務局・京都府と意見交換～

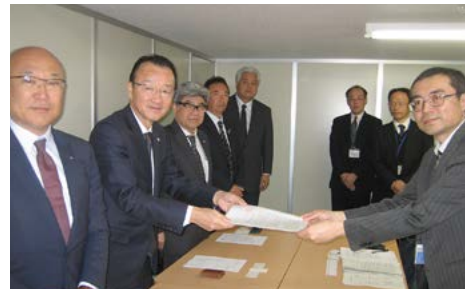


全国で京都が最も立ち遅れているという地籍調査事業の推進について、本協会は4年間にわたり関係各方面に要望してまいりました。地籍調査に取り組む市町の数は増加したものの、進捗状況はほとんど変わっていません。そこで、本協会では京宅諮問会議において、外部の有識者を含む8名の検討チームを発足させ、調査の進め方そのものを抜本的に見直す方向で検討を行いました。

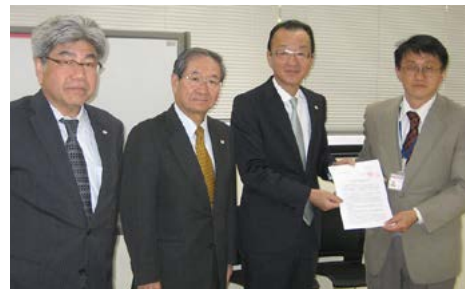
諮問会議は、従来の一筆地調査では特に都市部において進捗が極めて遅いため、「官民境界の調査・確定に重点を移す必要がある」とし、その改善策を取りまとめました。

これを基に、提出先に合わせてアレンジした提言書を、平成30年3月19日(月)に京都市資産活用推進室長に、3月27日(火)には京都地方法務局総括表示登記専門官及び京都府農林水産部技監に千振会長から手渡し、それぞれと意見交換を行いました。

「官民境界に絞った調査を先行して実施し、民境界はその成果を活用して取引等の必要が生じた際にその者が行う、そのための制度改革を進める」という『京都方式』と名付けた提言内容については、いずれも「合理的でもっともな主張」との評価をいただきました。今後、国にも働きかける等、活動を広げ、意見交換をしていくこととなりました。



資産活用推進室長へ提言書を提出(京都市)



総括表示登記専門官へ提言書を提出(京都地方法務局)



京都府農林水産部技監へ提言書を提出(京都府)

地籍調査とは?

市町村が事業主体となり、測量を通じて土地の境界、面積、所有者などの基礎データを整備し、地図を作成するもの。費用の9割以上は国と府県が負担。「土地の戸籍」と呼ばれ、土地取引、公共事業、災害復旧などに不可欠。

宇治市へ「まちづくり関連施策に関する要望書」を提出

平成30年2月5日(月)、宇治市役所において、昨年度に引き続き第六支部の役員5名が宇治市のまちづくり関係課の担当者と面談し、開発に係る協力金の問題、空き家の利活用の取り組み、地籍調査の推進などについてまとめた要望書を提出しました。

市からの回答書を受け取り、意見交換を行ったところ、建築計画概要書のコピーの交付など、いくつかの要望項目での進展が確認できました。また、空き家対策について、今後積極的に協議していくこととなりました。



宇治市建設部住宅課長へ要望書を提出



京都市と共催にて「空き家利活用相談」を実施しました

第三支部 地域貢献事業活動報告

「北区民ふれあいまつり2018」に参画

平成30年5月27日(日)、第三支部は、地域貢献事業の一環として「北区民ふれあいまつり2018」(於:京都市立清明高校<京都市北区役所東隣>)に参画し、京都市空き家相談員による「空き家利活用相談」等のブースを開設しました(相談件数2件)。



第五支部 清掃美化活動

私たちの“都(まち)”をきれいに…

第五支部では、社会貢献事業の一環として、清掃美化活動を行っています。参加者はハトマーク入りのブルズンを着用して、都(まち)の美化に努めています。

清掃美化活動

- 日時：3月13日(火) 午前8時15分から
 - 場所：阪急東向日駅・JR向日町駅周辺 ●参加者：23名
- 阪急東向日駅を始点とし、10班に分かれて約1時間にわたり清掃美化活動を行いました。



宅建試験のお知らせ

宅建試験の受付が7月2日(月)から始まりました。受験申込方法、郵送申込書配布場所等の詳細については、「京都宅建協会」のホームページをご覧ください。



ホームページ(リニューアル)のお知らせ

平成30年4月2日(月)より、ホームページをリニューアルしました。本協会ホームページには、「京都宅建」と検索の上、アクセスしてください。



<http://www.kyoto-takken.or.jp/>

京都宅建

検索

●発行所：公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3 (京都府宅建会館)
Tel.075-415-2121(代) Fax.075-415-2120

●制作：株式会社住宅新報

年2回発行